

令和5年10月11日

四万十町議会
議長 味元 和義様

四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書

四万十町社会教育委員会
委員長 金子 仁

私たちは社会教育法に基づき、四万十町教育委員会から委嘱された社会教育委員です。社会教育とは、学校教育法に基づき、主として学校外での青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動です（社会教育法第2条）。また、博物館法、図書館法、スポーツ基本法なども社会教育関係の法律とされており、社会教育施設とは、市民が行う学習、文化活動及びスポーツ活動などの社会教育活動の支援・振興を主な目的として設置され、広く一般の利用に開放された施設のこと（公共性があること）であるとされています。

教育基本法の第3条には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされており、私たち社会教育委員は、社会教育への理解を深め、地域の課題やニーズを把握し、それを社会教育事業に反映させる役割を担っています。

私たちは委員の役割に従い、文化的施設事業の計画の当初から、まさに新しい四万十町の未来に向けた地域の社会教育の核となるべき文化施設になるものと確信し、当計画の進捗や報告について話し合い、検討を行ってまいりました。直近では管理運営計画や愛称募集についての会議も終えたところです。

今や学校教育の分野でもスポーツ文化活動、体験学習、郷土学習等の地域移行が進み、教育はもはや全国的に社会教育、生涯学習が大きな役割を果たすようになっています。

命や福祉が重要課題であることは疑いのないところですが、その命や福祉を支えるのは教育であり産業であることは明白で、これを理解している自治体や国ほど、いち早く文化的施設事業の整備を急いでいる昨今です。全国的に移住者の誘致が盛んですが、移住者は特にこの生涯学習の充実を望む声が強く、この声に応えられる自治体を選んでいるのが現状です。

そのようななか、四万十町においても文化的施設事業の整備が進み、誕生が間近という最終段階において、法的に何ら瑕疵が無いにもかかわらず文化的施設の請負契約議案が四万十町議会で否決され計画が頓挫したことに、驚きと失望の念を持たざるを得ません。

今まで社会教育委員が関わってきた時間や労力を考慮すると、それ相応の具体的かつ明確な強制力を持つような中止理由の説明がなされなければならないと考えます。

今後このようなプロセスによる結果が繰り返されるようであれば、四万十町における生涯学習、文化活動やスポーツ活動の振興に滯りをきたし、私たち社会教育委員の役割も不要なものとなっていくのではないでしょうか。

よって今回、四万十町議会が四万十町文化的施設の請負契約議案を否決したことについては誠に遺憾であり、支持できるものではなく、再検討していただきたく意見を申し上げます。

四万十町議会基本条例第5条第7項及び第6条の規定に基づき、令和5年10月中に下記の対応をされるよう強く求めます。

記

1. 文化的施設の規模の見直しが必要と考えるのであれば、どの程度の規模と考えるのか、根拠とともに明示してください。
2. 文化的施設の設計変更を行う必要があると考えるのであれば、完成がどれくらい先になるのか、また建設費についてどのように考えているのか、根拠とともに明示してください。
3. 文化的施設の在り方を見直す必要があると考えるのであれば、どのような組織で検討し、どのように合意形成を図ろうとしているのか、具体的に明示してください。
4. 上記1から3並びに今回の決議につき町民と意見を交換するための議会報告会を開催してください。